

令和 7 年度 部活動規約

1 活動のねらい

- ・ 集団の中で心身ともに調和のとれた発達を図る。
- ・ 自主的・主体的な活動を通して、望ましい人間関係を育てる。
- ・ 仲間との人間関係づくりや礼儀・マナーを守る生徒を育てる。
※ 教育課程外だが、特別活動の主旨を生かした活動を計画する

2 所属の方針

- ・ 入部については希望制とする。
- ・ 入部後は 3 年間同一部活動を継続することを基本とする。特別な理由で転部・退部する場合は保護者、顧問と相談をする。
- ・ 1 年生には仮入部期間を設け、部活動集会をもって正式入部とする。仮入部期間の活動時間は 16:40 までとする。
※大会等で通常時間で活動する 1 年生がいる場合は生徒、保護者と相談し、理解と協力を得る。
- ・ 活動期間は 3 年時の中体連主催の大会終了までとする。但し、3 年生も対象とした大会や練習会に関しては参加を認める。

特設部の活動について

- ・ 特設部に陸上競技部と駅伝競走部を置く。
- ・ 特設部は希望参加を原則とするが、生徒の能力に応じて入部を勧めることもある。
- ・ 特設部の活動時間は、常設部と兼部する生徒が常設部での活動にも十分参加できるよう配慮し、極端な偏りが出ないように調節する。

3 活動時間と休養日

<平日>

	下校完了時刻
5 限授業	1 6 : 2 5
6 限授業	1 7 : 1 0

- ・ 下校完了時刻に間に合うよう、各部において計画的に片付け・ミーティング等を行う。下校完了 15 分前のチャイムは鳴らす。
- ・ 毎週水曜日は部活動停止日とする。
- ・ 定期テスト 1 週間前から活動停止期間とする。
- ・ 顧問は戸締まり、消灯、下校を見届けた後に玄関を施錠する。
- ・ 朝練習は行わない。

<土日・祝日>

- ・ 活動時間は 8:30～11:30、13:00～16:00 を基本とする。
- ・ 土、日曜日のどちらかは原則として休養日とする。土日に大会がある場合には別日に休養日を設ける。
- ・ 中体連大会や協会主催の県までつながる大会（以下「当該大会」）の 10 日前でも、土日のうち必ずどちらかは休養日とする。
- ・ 市の地域クラブ活動がある週の土日は、原則休養日とする。
- ・ 休日・祝祭日は、事前に教務室前方ホワイトボードに記載し、顧問の指導のもとで活動を認める。

<休養日>

- ・ 週当たり 2 日以上 of 休養日（平日 1 日以上、週休日等 1 日以上）を設けることを原則とする。
- ・ 年間 100 日以上 of 休養日を設け、少なくとも週休日等に 50 日以上を充てる。

＜長期休業中＞

- ・ 活動時間は原則 8：30～11：30 とする。(大会、練習試合を除く)
- ・ 各部の詳細計画は、それぞれの休み前に別紙(しおり)によって明示する。
- ・ 練習日誌を利用して、参加状況や練習内容の記録を行う。

＜延長練習、特別練習＞

- ・ 延長練習・特別練習実施の場合は、事前に校長の許可を得て保護者の応諾を取る。
 - ・ 延長練習や特別練習が可能な大会は、当該大会のみとする。
 - ・ 当該大会の10日前から延長練習・特別練習を行うことができる。延長練習の上限は5日間、テスト期間の特別練習は上限を3日間とする。
 - ・ 延長可能時間は通常の活動時間+45分とする。 ※延長練習用のスクールバスはなし
- 例 6限授業 ⇒ 17：55 下校完了
5限授業 ⇒ 17：10 下校完了
- ・ 特別練習は、大会直前の休止日とテスト期間のみとする。テスト期間に行う場合は上限を3日とする。

例 大会直前の休止日

月	火	水	木	金	土	日
○延長	○延長	●特別	○延長	○延長	当該大会	当該大会

大会直前の休止日

例 テスト期間

月	火	水	木	金	土	日
×	×	●特別	●練習	●練習	当該大会	当該大会
テスト	テスト	部活動再開	テスト期間は3日まで			

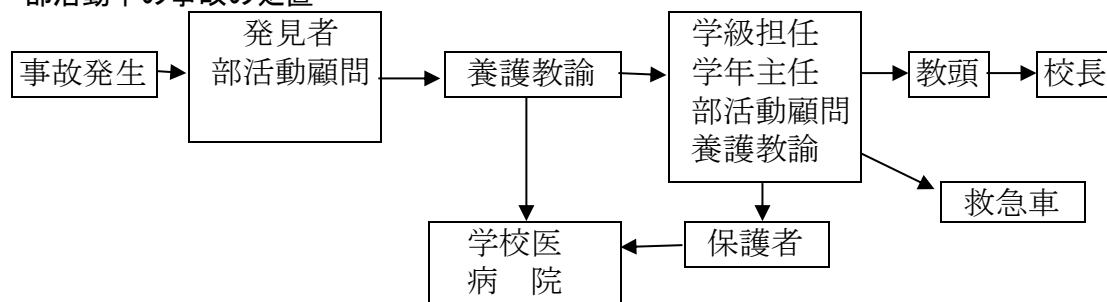
5 大会参加について

- ・ 市町村や各協会等主催の大会への参加については、校長の許可を得る。
- ・ 休日、祝祭日などに、島外遠征を行う場合には、保護者の応諾を得て行う。
- ・ 上位大会につながらない島外大会と遠征については、参加回数の上限（3回程度）と決め、それを越えないよう参加するものを精選する。

6 指導上の留意点

- ・ 生徒の健康安全に留意し、事故の防止に努める。酷暑等の異常気象が予見される場合は、検討の上、活動時間や活動場所を変更したり、活動自体を中止したりするなど、柔軟に対応する。
- ・ 顧問の管理の下での活動を原則とする。
- ・ 顧問は、生徒の意欲や自主的・自発的な活動を促す立場に在ることを念頭に置いた適切な指導・支援に努める。これは、生徒と顧問の信頼関係の構築が前提であることに留意する。ただし、「信頼関係があれば体罰やハラスメントなどが許される」という認識は決して許されるものではない。
- ・ 顧問は積極的に生徒に関する情報を他の職員と共有しながら指導にあたる。部活動において生徒指導事案が発生した際には、顧問のみで抱え込むことはせず、学年部や生徒指導部に速やかに報告し、対応を検討する。
- ・ 荷物は活動場所に持って行き、活動終了後に教室へは戻らないようにする。

7 部活動中の事故の処置



8 その他

- ・ 野球部・ソフトテニス部は、冬期間の体育館使用の割り当てに入れる。
- ・ 各種目のチーム登録料はPTA特別会計で補助する。個人登録料は個人で負担する。
- ・ 大会(コンクール)参加料はPTA特別会計で補助する。
- ・ 特例の場合は、保護者と生徒の意向を確認し、職員で協議する。
- ・ 年間を通して定期的に顧問会議と部長会議をする。
- ・ 部活動指導員や外部指導者と連携を図りながら、適切な部活動運営に努める。

※一定の手続きを経ることでPTA活動の一環として保護者による活動ができる制度を創設する。